



発行 新潟県

号外 2

令和 8 年 3 月 30 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 11 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 12 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 (法務文書課)
- 13 新潟県県税規則等の一部を改正する規則 (税務課)
- 14 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (感染症対策・薬務課)
- 15 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医師・看護職員確保対策課)
- 16 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課)

訓 令

- 2 新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正 (税務課)

議 会 規 程

- 1 新潟県情報通信技術を活用した議会の活動の推進に関する条例施行規程 (議会事務局総務課)

人 事 委 員 会 規 則

- 6-1956 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

教 育 委 員 会 規 則

- 3 新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 (教育庁総務課)

公 安 委 員 会 規 則

- 5 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>68万8,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万5,000円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>74万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>63万3,000円</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第12号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和55年新潟県規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

新潟県県税規則等の一部を改正する規則

(新潟県県税規則の一部改正)

第1条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後	改正前
(局長に委任しない知事の権限)	(局長に委任しない知事の権限)
第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。	第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 証紙徴収の方法又は条例第69条の2に規定する方法により徴収される自動車税の賦課徴収	(3) <u>自動車税の環境性能割の賦課</u>
(4) (略)	(4) <u>自動車税の環境性能割の徴収(条例第58条に規定する方法による徴収に限る。)</u>
(5) (略)	(5) 証紙徴収の方法又は条例第69条の2に規定する方法により徴収される自動車税の種別割の賦課徴収
(6) 条例第66条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示	(6) (略)
(7) (略)	(7) (略)
(8) (略)	(8) 条例第66条の規定による自動車税の種別割の税率の特例に係る決定及び告示
(9) (略)	(9) (略)
(10) (略)	(10) (略)
(11) (略)	(11) (略)
(12) (略)	(12) (略)
(徴収金の納付又は納入)	(徴収金の納付又は納入)
第9条 徴収金(条例第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の6第2項に規定する特定徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。	第9条 徴収金(条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の6第2項に規定する特定徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)

第10条 法第11条の10第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の納付通知書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

第63条 (略)

第64条から第76条まで 削除

(自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告)

第10条 法第11条の10第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の種別割の納付通知書を受け取つた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。

(納税等の証明書の効力)

第33条 条例第15条第1項第1号の証明書は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第164条第6項及び第165条第2項の規定による自動車税の環境性能割額及びこれに係る徴収金

(5) (略)

(6) (略)

第63条 (略)

第64条から第73条まで 削除

(譲渡担保財産に係る環境性能割の納税義務の免除の承認等の通知)

第74条 知事は、法第164条第2項の申告又は同条第6項の申請があつた場合において、これに対し徴収金の納税義務の免除の承認又は不承認の決定をしたときは、申告者又は申請者にその旨を通知するものとする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除の承認等の通知)

第75条 知事は、法第165条第2項の申請があつた場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(条例第63条第1項第1号又は第2号の期間)

第76条 条例第63条第1項第1号の規定による知事が定める期間は1月とし、同項第2号の規定による知事が定める期間は6月とする。

(種別割の不均一課税承認申請等)

第79条 (略)

(種別割に関する報告)

第80条 (略)

(中古自動車販売業者に係る自動車税(種別割)減免申請書の添付書類)

第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 種別割の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)

(自動車税の不均一課税承認申請等)

第79条 (略)

(自動車税に関する報告)

第80条 (略)

(中古自動車販売業者に係る自動車税減免申請書の添付書類)

第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自動車税の賦課期日後、申請を行う時までに減免を受けようとする自動車を売却等により商品として所有しないこととなつた場合は、当該事実を証する書類

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	(略)	(略)

(略)		
自動車税納税証明書	(略)	(略)
自動車税納税証明印(一般用)	(略)	(略)
自動車税納税証明印(証紙徴収時用)	(略)	(略)
(略)		
納付(納入)書(自動車税納税通知書用)	(略)	(略)
(略)		
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第56条の14第2項、第72条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)
自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)	条例第73条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)

(略)		
自動車税(種別割)納税証明書	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明印(一般用)	(略)	(略)
自動車税(種別割)納税証明印(証紙徴収時用)	(略)	(略)
(略)		
納付(納入)書(自動車税(種別割)納税通知書用)	(略)	(略)
(略)		
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、 <u>第63条第2項(同条第1項第1号及び第2号に係る自動車の取得に限る。)</u> 、第56条の14第2項、第72条第2項(定期に賦課するものを除く。)及び第94条第2項	(略)
自動車税(環境性能割)減免申請書(救急自動車等減免用)	条例第63条第2項(同条第1項第3号に係る自動車の取得に限る。)	別記第49号様式
自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)	(略)	(略)
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(身体障	条例第63条第2項(同条第1項第4号に係る自動車の取得に限る。) <u>及び第73条第2</u>	(略)

自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	(略)	(略)
自動車税減免申請書(構造変更車減免用)	条例第74条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税減免申請書(商品中古自動車減免用)	(略)	(略)
(略)		
自動車税納税済印	条例第69条第2項	(略)
自動車税の課税免除承認申請書	(略)	(略)

害者等減免用)	項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	
自動車税(種別割)減免申請書(構造変更車減免用)	(略)	(略)
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(構造変更車減免用)	条例第63条第2項(同条第1項第5号及び第6号に係る自動車の取得に限る。) 及び第74条第2項(証紙徴収の方法によつて徴収されるものに限る。)	(略)
自動車税(種別割)減免申請書(商品中古自動車減免用)	(略)	(略)
(略)		
自動車税納税済印	条例第58条第2項、第69条第2項	(略)
譲渡担保財産に係る自動車の取得申告書	法第164条第2項	別記第92号様式
譲渡担保財産に係る自動車税(環境性能割)の納税義務免除(還付)申請書	法第164条第6項	別記第93号様式
自動車の返還による自動車税(環境性能割)の還付申請書	法第165条第2項	別記第94号様式
自動車税(種別割)の課税免除承	(略)	(略)

自動車税の不均一課税承認申請書	(略)	(略)
(略)		

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)
納付義務免除の申告に係る自動車税
(略)

(略)

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)
(略)
・自動車税
(略)

(略)
(略)
・自動車税
(略)

(略)
(略)
・自動車税
(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

認申請書	(略)	(略)
自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書	(略)	(略)
(略)		

第4号様式の2 (第117条関係)

自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書

(略)
納付義務免除の申告に係る自動車税(種別割)
(略)

(略)

第39号様式の2の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

(略)

第41号様式 (第117条関係)

(略)

(略)
(略)
・自動車税(種別割)
(略)

(略)
(略)
・自動車税(種別割)
(略)

(略)
(略)
・自動車税(種別割)
(略)

第50号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

税 額	(年度分)	円
-----	--------	---

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)

※決定	減 免 税 額	円	
	差引き納付すべき額	円	
	承認の理由	新潟県県税条例第73条第1項該当	
	不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

税 目	自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)(年度分)
税 額	円	円

※決定	減 免 税 額	円	円
	差引き納付すべき額	円	円
	承認の理由	新潟県県税条例第63条 第1項第4号該当	新潟県県税条例第73条 第1項該当
	不承認の理由		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

税 額	(年度分)	円
-----	--------	---

税 目	自動車税(環境性能割)	自動車税 (種別割)(年度分)
税 額	円	円

(略)	円
	円
新潟県県税条例第74条第 1 項該当	

(略)	円	円
	円	円
新潟県県税条例第63条第 1 項第号該当	新潟県県税条例第74条第 1 項該当	

(略)

(略)

第50号様式の 4 (第117条関係)

自動車税減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

第50号様式の 4 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

第91号様式 (第117条関係)

(略)

第91号様式 (第117条関係)

(略)

備考 軽自動車税の環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税 (環境性能割)」として、同様式を使用する。

第95号様式 (第117条関係)

自動車税の課税免除承認申請書

(略)

(略)	<ul style="list-style-type: none"> 指定自動車教習所が専ら教習生の教習の用に供する自動車
-----	------------------------------------------------------------------------------

(略)

第95号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)の課税免除承認申請書

(略)

(略)	<ul style="list-style-type: none"> 指定自動車教習所所有の専ら教習生の教習の用に供する自動車
-----	--------------------------------------------------------------------------------

(略)

第96号様式 (第117条関係)

第96号様式 (第117条関係)

自動車税(種別割)の不均一課税承認申請書

(略)

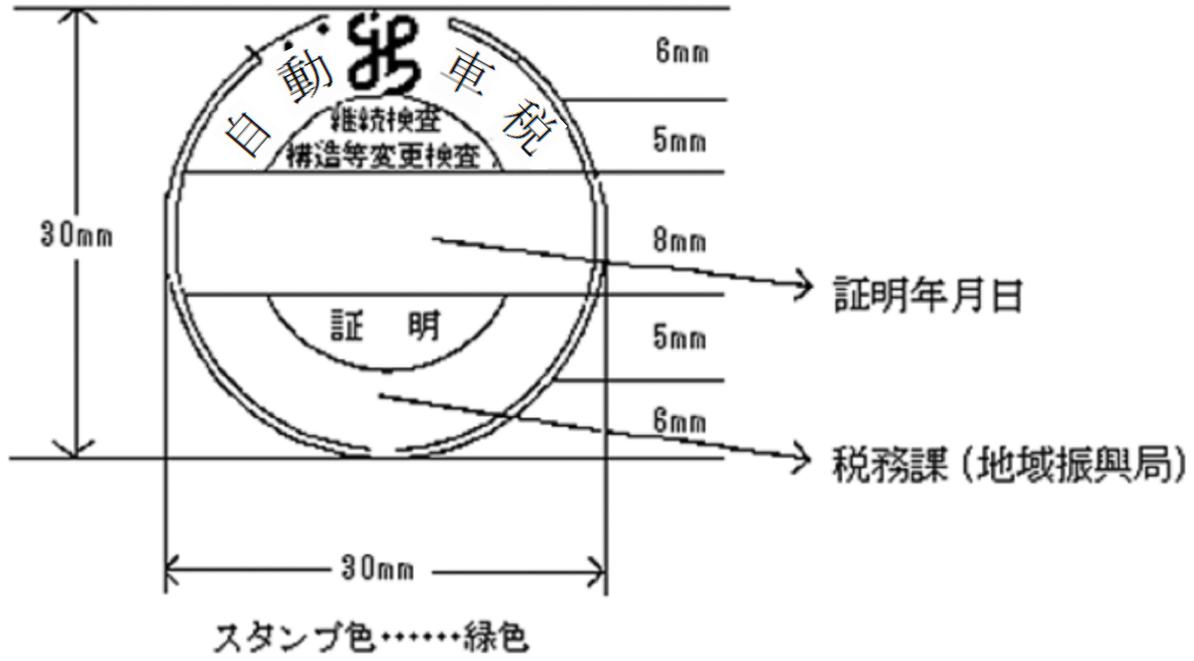
自動車税の不均一課税承認申請書

(略)

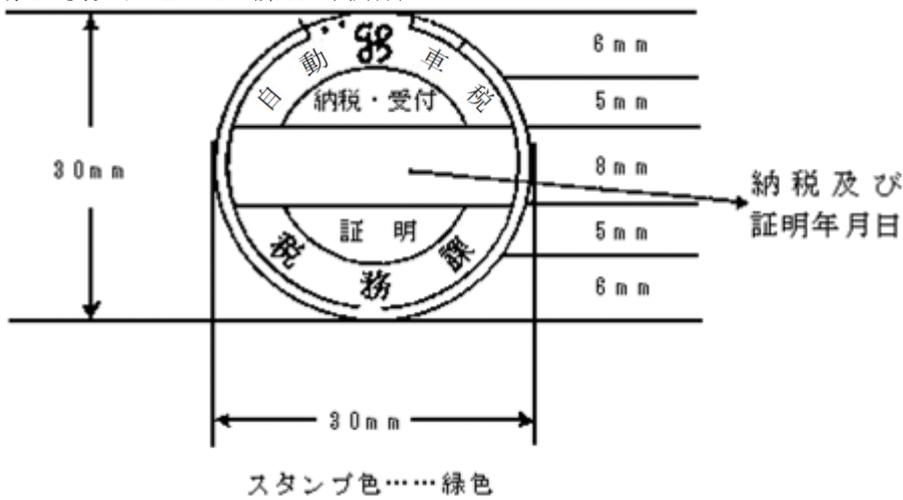
第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第39号様式の2の5及び別記第39号様式の2の6を次のように改める。

第39号様式の2の5 (第117条関係)



第39号様式の2の6 (第117条関係)



別記第43号様式を次のように改める。

第43号様式 (第117条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書 ㊦										
加入者名	口座記号 番号			本税 合計		円				
取納機関 番号	納付 番号		確認 番号		納付 区分					
会計 年度	年度	納付 期限	年 月 日		裏面の注意事項をお読みください。					
32										
1	2	4	6	16	19	20	22	28	34	35
C	振興局	税目	整理番号	年度・月	帳	納入	本	延滞金	C/D	代納
納付者							領収日付印			
							本税			様
							延滞金			
							合計			

新潟県納付書 ㊦ (原符)	
加入者名	
口座記号 番号	
確認番号	
納付区分	
整理番号	
本 税	
延滞金	
合 計	
納付期限	年 月 日
納付者	
領収日付印	
自	

領 収 証 書		
新潟県 自動車税		
地域振興局		
年度		
税 目	自動車の登録番号	年 度
本 税 円		
延滞金 円		
合 計 円		
様		
収入印紙不要 上記のとおり領収しました。		
納 期 限		領 収 日 付 印
年 月 日		
裏面参照の上、上記のとおり納付してください。		
年 月 日		
お問い合わせ先		
納人に交付する。 自		

別記第49号様式を次のように改める。

第49号様式 削除

別記第56号様式を次のように改める。

第56号様式（第117条関係）

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

（当初・決算）

区 分	県 民 税			森 林 環 境 税			市 町 村 民 税			合 計			
	普通徴収 ①	特別徴収 ②	計 ①+② ③	普通徴収 ④	特別徴収 ⑤	計 ④+⑤ ⑥	普通徴収 ⑦	特別徴収 ⑧	計 ⑦+⑧ ⑨	普通徴収 ⑩+⑪+⑫ ⑬	特別徴収 ⑭+⑮+⑯ ⑰	計 ⑬+⑰+⑱ ⑲	
賦 課 額	均等割額 (森林環境 税額)	譲渡所得以外 ①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		譲 渡 所 得 ②											
		小計 ①+② ③											
	所得割額	譲渡所得以外 ④											
		譲 渡 所 得 ⑤											
		小計 ④+⑤ ⑥											
	計 ③+⑥ ⑦		⑭ うち給与所得分								⑮ うち給与所得分		
	退職所得の分離課税に係る 所得割額 ⑧											⑰	
	本年度課税額 ⑦+⑧ ⑨												
調 定 額	⑨のうち翌年度の収入となる べき額 ⑩		⑳ ㉑×㉒			㉓' ㉑×㉒'			㉔ ㉑-㉓-㉓'			㉕	
	⑨のうち本年度の収入となる べき額 ⑩-⑪ ⑪												
	前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額 ⑫												
	本年度調定額 ⑪+⑫ ⑬					㉖'						㉗	
	特定あん分率 (令和6年度以後) ㉘-㉙ ㉚	0.		㉛' (小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入)	㉜-㉝	㉞'	0.		㉟ (小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入)	㊱	㊲	㊳	㊴
特定あん分率 (令和5年度以前) ㉘-㉙-㉚ ㉜	0.		㉛' (小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入)	㉜-㉝	㉞'			㉟ (小数点以下第5位まで 算出のうえ四捨五入)	㊱	㊲	㊳	㊴	
県 民 税	納 税 義 務 者 の 種 別			徴 収 区 分 に よ る 納 税 義 務 者			摘 要						
	区分	均等割額 のみのもの	所得割額 のみのもの	均等割額及び 所得割額のもの	計	普通徴収	特別徴収						
		人	人	人	人	人	人						
	譲渡所得以外												
	譲 渡 所 得												
分 離 退 職													
計													

◎ 注
 1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
 2 特定あん分率及び本年度調定区分割合は、当初分のみ記載すること。
 3 本年度調定区分割合は、円単位まで算定される桁数まで算出のこと。

新潟県税条例第19条第1項及び第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

作成者職氏名

別記第63号様式を次のように改める。

第63号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

1 県民税、森林環境税及び市町村民税の測定額の調

Table with columns for '区分' (District), '3月末現在測定額' (Measured amount as of 3/31), and '払込みあん分率' (Payment ratio). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount) and '滞納繰越分' (Overdue carryover amount) for '6年度以後課税分' (Taxable amount from 6th year onwards) and '5年度以前課税分' (Taxable amount from 5th year onwards).

3 県民税及び森林環境税に係る徴収金の払込過不足額の調 (県民税分)

Table with columns for '区分' (District), '精算基準額' (Settlement standard amount), '県への払込済額' (Paid amount to prefecture), and '精算すべき額' (Amount to be settled). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition).

(森林環境税分)

Table with columns for '区分' (District), '精算基準額' (Settlement standard amount), '県への払込済額' (Paid amount to prefecture), and '精算すべき額' (Amount to be settled). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition).

2 県民税、森林環境税及び市町村民税に係る徴収金の収納・払込済額の調 (払込金精算の基礎数値)

Table with columns for '区分' (District), '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition). Rows include '収納又は払込み' (Collection or payment) for '令和6年度以後' (From 6th year onwards) and '令和5年度以前' (Before 5th year), and '年4月又は6月中に払込まれた額' (Amount paid in April or June).

新潟県税規則第52条の規定により払込額精算計算書を提出します。

年 月 日

地域振興局長 線

市町村民

作成者職氏名

別記第92号様式から別記第94号様式までを次のように改める。

第92号様式から第94号様式まで 削除

(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)</p> <p>第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第44号様式 (第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書 (略) 添付書類 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていることを証する書類</p>	<p>(使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請)</p> <p>第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けている場合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第44号様式 (第36条関係) 県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書 (略) 添付書類 自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けていることを証する書類</p>

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則(平成16年新潟県規則第9号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(課税免除の決定)</p> <p>第4条 知事又は地域振興局長は、前2条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。</p>	<p><u>(自動車税の環境性能割の課税免除の申請)</u></p> <p>第4条 条例第4条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、<u>法第160条第1項の規定による申告書を提出する時又は日までに、別記第3号様式による自動車税(環境性能割)課税免除申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(課税免除の決定)</p> <p>第5条 知事又は地域振興局長は、前3条の申請があった場合において、課税の免除を決定したときは、申請者に通知するものとする。</p>

第5条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和8年新潟県条例第8号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税規則別記第95号様式の改正(「種別割」を削る部分を除く。)並びに第2条中新潟県県税規則別記第56号様式及び別記第63号様式の改正は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県税規則別記第4号様式の2、第39号様式の2の3、第39号様式の2の5、第39号様式の2の6、第41号様式、第43号様式、第50号様式、第50号様式の2、第50号様式の3、第50号様式の3の2、第50号様式の4、第91号様式、第95号様式及び第96号様式の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税の環境性能割及び種別割については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(管理医療機器の販売業及び貸与業の変更の届出)</p> <p>第11条 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定による変更の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省令第176条第1項において準用する省令第163条第2項第2号に掲げる事項に係る届書第9条の4各号に掲げる書類</p> <p>(2) 省令第176条第1項において準用する省令第163条第2項第3号に掲げる事項に係る届書営業所の平面図</p> <p>(適合性調査の申請)</p> <p>第13条の5 法第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けようとする者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けた者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類(第1号に掲げるものを除く。)については、当該申請書にその旨</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 法第43条第1項及び第2項の規定による検定の申請書を提出する場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(管理医療機器の販売業及び貸与業の変更の届出)</p> <p>第11条 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定による変更の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省令第176条第1項において準用する省令第163条第1項第3号に掲げる事項に係る届書第9条の4各号に掲げる書類</p> <p>(2) 省令第176条第1項において準用する省令第163条第1項第4号に掲げる事項に係る届書営業所の平面図</p> <p>(適合性調査の申請)</p> <p>第13条の5 法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第15項の承認を受けようとする者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第15項の承認を受けた者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類(第1号に掲げるものを除く。)については、当該申請書にその旨</p>

<p>が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認書の写し（<u>法第14条第13項</u>の規定による承認に係る承認書の写しを含む。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(製造販売承認の承継の届出)</p> <p>第14条 法第14条の8第3項の規定による承継の届出書（以下この条において「承継届」という。）には、省令第69条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第14条第1項及び第13項</u>の規定による承認に係る承認書の写し（被承継者と承認書の氏名が異なる場合にあつては、承継届の写し又は法第19条第1項の規定による変更届の写しを含む。）</p> <p>(承認の廃止)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、<u>法第14条第1項及び第13項</u>の規定による承認に係る承認書を添えなければならない。</p>	<p>が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認書の写し（<u>法第14条第15項</u>の規定による承認に係る承認書の写しを含む。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(製造販売承認の承継の届出)</p> <p>第14条 法第14条の8第3項の規定による承継の届出書（以下この条において「承継届」という。）には、省令第69条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第14条第1項及び第15項</u>の規定による承認に係る承認書の写し（被承継者と承認書の氏名が異なる場合にあつては、承継届の写し又は法第19条第1項の規定による変更届の写しを含む。）</p> <p>(承認の廃止)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、<u>法第14条第1項及び第15項</u>の規定による承認に係る承認書を添えなければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第11条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後	改正前						
<p>第5条 (略)</p> <p><u>(修学困難地域)</u></p> <p>第6条 <u>臨時貸与条例第3条第2項第1号の規則で定める修学が困難な地域（次条において「修学困難地域」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第14号に規定する区域のうち、佐渡圏域とする。</u></p> <p><u>(施設等)</u></p> <p>第7条 <u>臨時貸与条例第3条第2項第2号、第7条第2項第1号ア及びイ、第8条第1項第3号及び第4号並びに第2項、第9条第1号並びに第11条第1号の規則で定める施設等は、修学困難地域に所在する次の各号のいずれかに該当する施設等とする。</u></p> <p><u>(1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院</u> <u>(2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所</u> <u>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設</u> <u>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める施設等</u></p> <p>(新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用)</p> <p>第8条 <u>新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="223 1926 782 2045"> <tr> <td data-bbox="223 1926 391 2045">第7条、第8条及び第10条</td> <td data-bbox="391 1926 518 2045">条例</td> <td data-bbox="518 1926 782 2045">臨時貸与条例</td> </tr> </table>	第7条、第8条及び第10条	条例	臨時貸与条例	<p>第5条 (略)</p> <p>(新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用)</p> <p>第6条 <u>新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="829 1926 1388 2045"> <tr> <td data-bbox="829 1926 997 2045">第7条</td> <td data-bbox="997 1926 1133 2045">条例第7条又は条例第9条</td> <td data-bbox="1133 1926 1388 2045">臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準</td> </tr> </table>	第7条	条例第7条又は条例第9条	臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準
第7条、第8条及び第10条	条例	臨時貸与条例					
第7条	条例第7条又は条例第9条	臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準					

					用する新潟県看護職員修学資金貸与条例(昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。)第9条
			第8条	条例第10条又は条例第11条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第10条又は第11条
第9条	前2条	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則(平成30年新潟県規則第37号)第8条において準用する前2条	第9条	前2条	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則(平成30年新潟県規則第37号)第6条において準用する前2条
			第10条	条例第8条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第8条

附 則

1・2 (略)
(この規則の失効)

3 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にされている改正前の新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則第6条において読み替えて準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和56年新潟県規則第14号)第7条の免除の申請又は第8条の履行猶予の申請は、それぞれ改正後の新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則第8条において読み替えて準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則第7条の免除の申請又は第8条の履行猶予の申請とみなす。

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第 2 号

総 務 部
出 納 局
地 域 振 興 局

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正し、本則の表の改正、第17号様式の改正、第18号様式を改める改正及び第28号様式の改正は公布の日から、その他の改正は新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年新潟県条例第8号）の施行の日から実施する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成7年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第20号）は、平成7年3月31日限り廃止する。ただし、平成6年度に属する歳入歳出に係る帳簿その他の書類については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成7年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第20号）は、平成7年3月31日限り廃止する。ただし、平成6年度に属する歳入歳出に係る帳簿その他の書類については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11号様式 の2	<u>自動車税納入済通知書</u>	(略)	第11号様式 の2	<u>払込取扱票（振込通知書）</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第17号様式	支払案内書	(略)	第17号様式	支払案内書 <u>（回金）</u>	(略)
第18号様式	<u>削除</u>	(略)	第18号様式	<u>支払案内書（送金）</u>	<u>第142条</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 1 号様式 （第93条関係） 県税領収証書 (略) (略) (略) 6 自動車税 (略) 8 (略)			第 1 号様式 （第93条関係） 県税領収証書 (略) (略) (略) 6 自動車税 <u>（種別割）</u> (略) 8 <u>自動車税</u> 9 (略)		
第 8 号様式 （第102条関係） 県税領収済通知書 (略) (略) (略) 6 自動車税			第 8 号様式 （第102条関係） 県税領収済通知書 (略) (略) (略) 6 自動車税 <u>（種別割）</u>		

(略)

8

(略)

第12号様式 (第102条関係)
領収済通知書

(略)

(略)

・自動車税

(略)

(略)

第17号様式 (第142条関係)
支払案内書

(略)

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

(略)

1 窓口に持参するもの

(1) (略)

(2) 受け取る方の本人確認書類 (次のいずれかの書類の原本)

【個人の場合】マイナンバーカード (個人番号カード)、運転免許証、各種福祉手帳その他の写真付き本人確認書類 等

(略)

第28号様式 (第169条関係)

(略)

欠損処分調査書(2)

(略)

相続財産清算人

(略)

(略)

8 自動車税

9

(略)

第12号様式 (第102条関係)
領収済通知書

(略)

(略)

・自動車税 (種別割)

(略)

・自動車税

(略)

第17号様式 (第142条関係)
支払案内書

(略)

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

(略)

1 窓口に持参するもの

(1) (略)

(2) 受け取る方の本人確認書類 (次のいずれかの書類の原本)

【個人の場合】マイナンバーカード (個人番号カード)、運転免許証、旅券、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証 等

(略)

第28号様式 (第169条関係)

(略)

欠損処分調査書(2)

(略)

相続財産管理人

(略)

第11号様式の2を次のように改める。

第11号様式の2 (第102条関係)

新潟県 自動車税納入済通知書

公

加入者名				口座記号番号				本税合計				円	
収納機関番号				納付番号				確認番号				納付区分	
会計年度	年度	①	納付期限	年 月 日			裏面の注意事項をお読み下さい。						



32											



	1 C	2 振興局	4 税目	6 整理番号	16 年度・月	19 帳	20 納人	22 本税	28 延滞金	34 %	35 代納
納付者	様										
								領収日付印			
								本税			
								延滞金			
								合計			

第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第104条関係)

還付額(支出額)決議内訳書

年度 支払日
所属：税務課

歳入金還付		口座振替払	回金払	払込払	総額払込払	科目別合計
税目						
個人県民税						
県民税配当割						
県民税株式等譲渡所得割						
法人県民税						
県民税利子割						
個人事業税						
法人事業税						
不動産取得税						
県たばこ税						
ゴルフ場利用税						
軽油引取税						
自動車税						
鉱区税						
固定資産税						
核燃料税						
狩猟税						
産業廃棄物税						
旧法による税	自動車取得税					
	自動車税					
	自動車税環境性能割					
	自動車税種別割					
	その他					
合計						

歳出金還付		口座振替払	回金払	払込払	総額払込払	科目別合計
科目						
過年度支出						
雑支出						
合計						

第18号様式を次のように改める。

第18号様式 削除

第30号様式を次のように改める。

第30号様式 (第191条関係)

県税徴収金(総)計算書(1)

年度: 年月:

作成日:

科目	区分	区調定	予算額	調分			定計			取分			科目		
				件数	調定額	対前年比	件数	調定額	対前年比	件数	収入額	件数		収入額	対前年比
県民税	個人	均等割・所得割	計										個人	県民税	
			現												
			繰												
			計												
			均等割												
			所得割												
			配当割												
			株式等譲渡所得割												
			法人												
			利子割												
事業税	個人	計										個人	事業税		
		現													
地方消費税	個人	計										個人	地方消費税		
		現													
譲渡所得割	不動産	計										不動産	譲渡所得割		
		現													
不動産取得税	不動産	計										不動産	不動産取得税		
県たばこ税	たばこ	計										たばこ	県たばこ税		
ゴルフ場利用税	ゴルフ	計										ゴルフ	ゴルフ場利用税		
軽油引取税	軽油	計										軽油	軽油引取税		
自動車税	自動車	計										自動車	自動車税		
		現													
証券徴収分	証券	計										証券	証券徴収分		
飲区税	飲区	計										飲区	飲区税		
県固定資産税	固定	計										固定	県固定資産税		
法定外普通税	法定外	計										法定外	法定外普通税		
狩猟税	狩猟	計										狩猟	狩猟税		
法定外目的税	法定外	計										法定外	法定外目的税		
旧法による税	自動車取得税	計										自動車	旧法による税		
		現													
		繰													
		計													
		証券徴収分													
		自動車税													
		証券徴収分													
		自動車税環境性能割													
		証券徴収分													
		自動車税種別割													
証券徴収分															
県税(ア)	県税	計										県税	県税(ア)		
前年同期	前年	計										前年	前年同期		
対前年増減額	対前年	計										対前年	対前年増減額		
府税合計(イ)	府税	計										府税	府税合計(イ)		
総計(ア)+(イ)	総計	計										総計	総計(ア)+(イ)		
地方法人特別税	特別税	計										特別税	地方法人特別税		
特別法人事業税	特法事	計										特法事	特別法人事業税		

年度： 作成日：
年月：

県税徴収金(総)計算書(2)

科目	区分	測定	取入			不納欠損			還付未済		未納		科目	
			本年度	前年度	差	本年度	前年度	差	件数	額	件数	額		
県民税	個人	計											県民税	
		均等割・所得割												個人
		配当割												所得
		株式等譲渡所得割												配当
	法人	計											法人	
		利子割											利	
	事業税	個人											事業税	
		法人											法人	
	地方消費税	譲渡割											地方消費税	
		貨物割											譲渡	
不動産取得税												不動産		
県たばこ税												たばこ		
ゴルフ場利用税												ゴルフ		
軽油引取税												軽油		
自動車税	証紙徴収分												自動車	
	証紙徴収分												証	
飲区税												飲区		
県固定資産税												固定		
法定外普通税												法定外普		
狩猟税												狩猟		
法定外目的税												法定外目		
旧法による税	自動車取得税												旧法	
	証紙徴収分											自取		
	自動車税											証		
	証紙徴収分											自動車		
	自動車税環境性能割											自環境		
	証紙徴収分											証		
	自動車税種別割											自動車		
証紙徴収分											証			
県税(ア)												県税		
前年同期												前年		
対前年増差額												差額		
附帯金合計(イ)												附帯		
総計(ア)+(イ)												総計		
地方法人特別税												特別税		
特別法人事業税												特法事		

作成日:

年度:
年月:

県 税 徴 収 金 (総) 計 算 書 (3)

科目	区分	課税 区分	納期内 納税件数	納期内 納税額 (累計)	納期内納税率			科目
					本年度	前年度	差	
県民税	個人	現						個人
		繰						
		計						
		均等割・所得割						
	配当割	現						配当割
		繰						
	株式等譲渡所得割	現						株式等譲渡所得割
		繰						
	法人	現						法人
		繰						
利子割	現						利子割	
	繰							
事業税	個人	現					個人	
		繰						
	法人	現					法人	
地方消費税	譲渡割	現					譲渡割	
		繰						
	貨物割	現					貨物割	
不動産取得税	現						不動産	
	繰							
県たばこ税	現						たばこ	
	繰							
ゴルフ場利用税	現						ゴルフ	
	繰							
軽油引取税	現						軽油	
	繰							
自動車税	証紙徴収分	現					自動車	
		繰						
飲区税	現						飲区	
	繰							
県固定資産税	現						固定	
	繰							
法定外普通税	現						法定外普	
	繰							
狩猟税	現						狩猟	
	繰							
法定外目的税	現						法定外目	
	繰							
旧法による税	自動車取得税	現					自取	
		繰						
	証紙徴収分	現					証	
		繰						
	自動車税	現					自動車	
		繰						
	証紙徴収分	現					証	
		繰						
自動車税環境性能割	現					自環境		
	繰							
証紙徴収分	現					証		
	繰							
自動車税種別割	現					自種別		
	繰							
証紙徴収分	現					証		
	繰							
県税(ア)	現					県税		
	繰							
前年同期	現					前年		
	繰							
対前年増減額	現					増減額		
	繰							
附帯金合計(イ)	現					附帯		
	繰							
総計(ア)+(イ)	現					総計		
	繰							
地方法人特別税	現					特別税		
	繰							
特別法人事業税	現					特法事		
	繰							

年度： 作成日：
年月：

県税徴収金(総)計算書(4)

区分 科目	調定区分 現繰計	予算額	調定						取入						科目
			本月分			累計			本月分			累計			
			件数	調定額	対前年比	件数	調定額	対前年比	件数	取入額	件数	取入額	対前年比		
延滞金・加算金 及 過料	現繰計													延滞金・ 加算金及 過料	
延滞金	現繰計													延滞金	
加算金	現繰計													加算金	
過少申告	現繰計													過少申 不申告	
不申告	現繰計														
重	現繰計													重	
過料	現繰計													過料	
罰金及び追徴金相当額 (雑入)	現繰計													罰 弁償金	
弁償金	現繰計													滞納処 通	
滞納処分費	現繰計														
通告処分費	現繰計														
諸収入	現繰計													諸収入	
[県税附帯金](イ)	現繰計														
前年同期	一													前年 差額計	
対前年増減額	一														
県税合計(ア)	一														
総計(ア)+(イ)	一													総計	

<地方人特別税>

延滞金・加算金	現繰計													延滞金・ 加算金
延滞金	現繰計													延滞金
加算金	現繰計													加算金
過少申告	現繰計													過少申 不申告
不申告	現繰計													
重	現繰計													重

<特別法人事業税>

延滞金・加算金	現繰計													延滞金・ 加算金
延滞金	現繰計													延滞金
加算金	現繰計													加算金
過少申告	現繰計													過少申 不申告
不申告	現繰計													
重	現繰計													重

県 税 徴 収 金 (総) 計 算 書 (5)

年度：
年月：

作成日：

区 分 科 目	調 定 区 分 現 業 計	収 入			不 納 欠 損			還 付 未 済		未 納		科 目
		件 数	額	差	本 月 分	累 計	不 納 欠 損 額	件 数	還 付 未 済 額	件 数	未 納 額	
延滞金・加算金	現業計											延滞金・加算金
及び	繰上計											及び
延滞金	繰上計											延滞金
加算金	繰上計											加算金
過少申告	繰上計											過少申告
不申告	繰上計											不申告
重	繰上計											重
過料	繰上計											過料
罰金及び追徴金相当額	繰上計											罰金
(雑入)	繰上計											弁償金
弁償金	繰上計											弁償金
滞納処分費	繰上計											滞納処分
通告処分費	繰上計											通告
諸収入	繰上計											諸収入
[県税附帯金](イ)	繰上計											[県税附帯金]
前年同期	繰上計											前年同期
対前年増減額	繰上計											対前年増減額
県税合計(ア)	繰上計											県税合計
総計(ア)+(イ)	繰上計											総計

< 地方法人特別税 >

延滞金・加算金	現業計											延滞金・加算金
延滞金	繰上計											延滞金
加算金	繰上計											加算金
過少申告	繰上計											過少申告
不申告	繰上計											不申告
重	繰上計											重

< 特別法人事業税 >

延滞金・加算金	現業計											延滞金・加算金
延滞金	繰上計											延滞金
加算金	繰上計											加算金
過少申告	繰上計											過少申告
不申告	繰上計											不申告
重	繰上計											重

議 会 規 程

新潟県情報通信技術を活用した議会の活動の推進に関する条例施行規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県議会議長 青 柳 正 司

新潟県議会規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県情報通信技術を活用した議会の活動の推進に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会等に対して申請等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別できるものに限り。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限り。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第 1 項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第 5 条 条例第 3 条第 5 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて議長が定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を活用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分

がある場合)

第6条 条例第3条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると議長が認める場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 条例第4条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 議会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方法)

第9条 条例第4条第1項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると議長が認める場合
(電磁的記録による縦覧等)

第11条 議会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第13条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

4 前2項に規定する電子署名の名義は新潟県議会議長とする。

(その他の手続等への準用)

第14条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等(条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1956号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(規則第6-75号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																												
<p>(自動車等使用者の支給額)</p> <p>第8条の2 一般職員給与条例第18条第2項第2号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">片道の使用距離</th> <th style="text-align: center;">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">2,900円</td></tr> <tr><td>4キロメートル以上6キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">4,000円</td></tr> <tr><td>6キロメートル以上8キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">5,100円</td></tr> <tr><td>8キロメートル以上10キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">6,300円</td></tr> <tr><td>10キロメートル以上12キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">7,500円</td></tr> <tr><td>12キロメートル以上14キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">8,700円</td></tr> <tr><td>14キロメートル以上16キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">9,900円</td></tr> <tr><td>16キロメートル以上18キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">11,000円</td></tr> <tr><td>18キロメートル以上20キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">12,200円</td></tr> <tr><td>20キロメートル以上22キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">13,400円</td></tr> <tr><td>22キロメートル以上24キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">14,500円</td></tr> <tr><td>24キロメートル以上26キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">15,700円</td></tr> <tr><td>26キロメートル以上28キロメートル未満</td><td style="text-align: right;">16,800円</td></tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	手当額	4キロメートル未満	2,900円	4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円	6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円	8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円	10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円	12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円	14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円	16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円	18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円	20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円	22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円	24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円	26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円	<p>(短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 一般職員給与条例第18条第2項第2号(職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条(育児休業条例第23条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号(育児休業条例第16条(育児休業条例第23条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、一般職員給与条例第18条第2項第2号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の50</u>とする。</p>
片道の使用距離	手当額																												
4キロメートル未満	2,900円																												
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円																												
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円																												
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円																												
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,500円																												
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,700円																												
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,900円																												
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,000円																												
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,200円																												
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,400円																												
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,500円																												
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,700円																												
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,800円																												

28キロメートル以上30キロメートル未満	18,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,200円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,800円
42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,100円
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,200円
48キロメートル以上50キロメートル未満	29,300円
50キロメートル以上52キロメートル未満	30,500円
52キロメートル以上54キロメートル未満	31,600円
54キロメートル以上56キロメートル未満	32,800円
56キロメートル以上58キロメートル未満	33,900円
58キロメートル以上60キロメートル未満	35,000円
60キロメートル以上62キロメートル未満	36,200円
62キロメートル以上64キロメートル未満	37,300円
64キロメートル以上66キロメートル未満	38,500円
66キロメートル以上68キロメートル未満	39,600円
68キロメートル以上70キロメートル未満	40,700円
70キロメートル以上72キロメートル未満	41,900円
72キロメートル以上74キロメートル未満	43,000円
74キロメートル以上76キロメートル未満	44,200円
76キロメートル以上78キロメートル未満	45,300円

78キロメートル以上80キロメートル未満	46,400円
80キロメートル以上82キロメートル未満	47,600円
82キロメートル以上84キロメートル未満	48,700円
84キロメートル以上86キロメートル未満	49,900円
86キロメートル以上88キロメートル未満	51,000円
88キロメートル以上90キロメートル未満	52,100円
90キロメートル以上92キロメートル未満	53,300円
92キロメートル以上94キロメートル未満	54,400円
94キロメートル以上96キロメートル未満	55,600円
96キロメートル以上98キロメートル未満	56,700円
98キロメートル以上100キロメートル未満	57,800円
100キロメートル以上	59,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

新潟県教育委員会規則第 3 号

新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和54年新潟県教育委員会規則 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含 む。）	巡 査	小 計		
警察本部	78	138	815	269	1,300	454	1,754
警察学校	1	2	16	1	20	3	23
警察署	54	145	1,619	936	2,754	130	2,884
初任科生				137	137		137
合 計	133	285	2,450	1,343	4,211	587	4,798

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。